



「月刊リーガルスピリット 2013年11月、12月合併号」

一関ロータリークラブに入会させていただいてから、3ヶ月がたちました。
お陰様で、週に1回の例会には、1回を除き毎回出席させていただいている
今後も、積極的にロータリーの活動に参加させていただきたいと思います。
私事で恐縮ですが、先日、地元一関の八幡様にて、娘の七五三のご祈祷を受けて参りました。
娘の通うカトリック系の幼稚園でも、七五三の祝別式という行事がありましたが、
私が源氏にゆかりのある武道を修行していることもあり、我が家は神道ですので、
やはり古式にのっとり神社にてご祈祷をしていただきました
(カトリックを否定している訳ではありませんよ)。
「ハレの日」に晴着を着、晴れやかな気分で神社にお参りするというのは、実によいですね。
帰路、ロータリークラブの先輩ご夫妻にばったりお会いし、
お店にご案内いただいて珍しいお菓子などを頂戴して歓待していただきました。
さとう屋様、娘をお気遣いいただきまして、ありがとうございました。



近況のご報告

11月15日、新庄信用金庫様にて、行員の皆様を対象とした相続の勉強会の講師をさせていただきました。

本店長様をはじめ多数の皆様が、業務終了後のお疲れのところ私の話を長時間、熱心に聴いていただきました。
ありがとうございました。

相続については、紛争が目に見える状態になっていれば、「弁護士に依頼して解決しよう」というモチベーションが出てくるのですが、実は、多くの案件は水面下に沈んだ状態で、はっきりと目には見えません。

いわば、棚上げにされて塩漬けになった状態です
(私は、勝手に「相続の塩漬け案件」と呼んでいます)。

この「塩漬け案件」というのは、相続人の間で争いになっている訳ではありませんが、面と向かって話し合うのが気まずいために、話し合いを先送りにしているうちに、

いつの間にか「棚上げ」にされてしまった案件のことです。

このような塩漬け案件を棚上げのままにしておくと、何年も経つうちに代替わりして(新たな相続の発生)、さらに面倒なことになります。

そこで、棚上げになっている塩漬け案件の「棚卸し」を行っていただき、ご家族の間の懸案を取り除くことが重要になってきます。

今後も、信金様と協調して、顧客様に対し、塩漬け案件の棚卸しを積極的にご提案していきたいと思います。

今月のコラム

・・・・前回の続きです。

前回は、「相続分」についてお話ししました。

配偶者(夫婦)と子供が共同で相続する場合には、それぞれの相続分は、

配偶者が2分の1、子供が2分の1となります(子供が2人の場合、子供は4分の1ずつ、3人の場合は6分の1ずつ)。

配偶者と直系尊属(父母)が共同で相続する場合には、それぞれの相続分は、配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1となります(父母ともに健在の場合、父母それぞれ6分の1ずつ)。

配偶者と兄弟姉妹が共同で相続する場合には、それぞれの相続分は、

配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1となります

(兄弟姉妹が2人の場合、兄弟姉妹は8分の1ずつ)。

以上の相続分によって遺産が分割されるのは、

被相続人が財産の分け方を指定していない場合のお話です。

被相続人が生前に、自分の財産の分け方を具体的に指定している場合、

すなわち「遺言」がある場合は、遺言の内容に従って財産が分割されることになります。

被相続人は、遺言をすることによって、自分の財産の分け方を自由に指定できるのが原則です。

しかし、遺言によっても、財産の分け方を完全に自由に決められる訳ではありません。

なぜなら、相続人には「遺留分」という権利が認められるからです(ただし、

兄弟姉妹には遺留分は認められません)。

遺留分とは、相続人に最低限の取り分を保障したもので、

本来の法定相続分の半分が遺留分となります。

たとえば、2人兄弟がいて、お父さんが「全財産を長男に譲ります。

次男には1円もあげません」と遺言しても、もともと次男には2分の1の法定相続分があるので、その半分(全体の4分の1)は遺留分として次男のものになる、ということです。

お父さんは、長年家業を手伝って献身的に家に尽くしてくれた長男のために、財産をすべて残し、家を継いでもらいたいと願って、「全財産を長男に譲ります」と遺言したのでしょう。

他方、次男は若い時分に家を飛び出し、好き勝手に過ごしてきました。

法律がお父さんの遺志を無視して、こんな親不孝な子供に4分の1もの権利を認めてあげるなんて、おかしくないですか?

・・・・次号に続きます(すみません)。



代表弁護士
小原恒之



山形常駐弁護士
武田芳人

発行
2013年12月1日

〒021-0885 岩手県一関市田村町3-2 上の橋ビル3階
電話: 0191-34-8471 FAX: 0191-34-8472
弁護士法人リーガルスピリット 一関法律事務所

〒996-0027
山形県新庄市本町4-33 こらっせ新庄5階
予約用フリーダイヤル: 0120-0783-14
電話: 0233-32-0461
FAX: 0233-32-0462
弁護士法人リーガルスピリット 新庄法律事務所
代表弁護士 小原恒之(おばら・ちかゆき)